

# 未来

郵政産業ユニオン  
**PIWD**

全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4121  
21年1月26日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

## 「コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体を内容物とする郵便物等取扱い」について業研での説明を求めることを柱とした申し入れ

おはようございます。  
コロナ感染の終息が見通せません。不特定多数のお客さんと接する仕事で不安に思う社員も多いと思います。しかし公費で実施する行政検査は、対象が症状のある人や濃厚接触者に限られています。その為、希望者が自費で受けられる民間事業者が行うPCR検査が広がっています。これらの中には、唾液を採取・郵送して検査というものも多いと言います。

先日、この状況を追認するかの様に、職場配布資料の一つとして新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査の検体を内容物とする郵便物等（以下対象郵便物）の取扱い資料（1月15日付け）が配布されました。職場では具体的な説明・業研はなく資料を読んで下

さいという形です。しかし毎日多く配布される資料の中、今回の資料を中身まで読み危険性などを理解した社員は少ないと思います。



支部はこの状態を重く見て、先週22日長中局に対して「対象郵便物」について、業研を開催し取扱い方法や危険性について詳しく説明することを柱とする緊急の申し入れを行いました。

「対象郵便物」について資料では、基本的な考え方（抜粋）として、送達中に既存や他の郵便物に損傷を与えないよう適切に放送すれば郵便物等として差し出すことが出来る。ウイルスの不活性化により感染性が失われており、万一コロナ検体が一次容器から漏れた場合でも外部に漏出する恐れはない。



これらを見れば、窓口や集荷担当者以外の社員がかかわることは少ないように思えます。

しかし、レターパックやゆうパケットでの利用も想定しており郵便差出箱（収集ポスト）からの収集方法も記載されています。ここには原則、一般の郵便物と同様に取扱いが、「コロナ検体」と記載されたものを発見した場合は対象郵便物と

### コロナウイルスセルフPCR検査の検体を内容物とする郵便物等の取扱いに関する緊急申し入れ

コロナ検体輸送の社会的要請にこたえるためと言う趣旨は理解するが、これら対象郵便物の取り扱いに関しては以下のような感染リスクがあることから、全社員を対象とした業研で取り扱いについて説明することを求める。なお、説明時には組合が説明を求めた以下の項目についても説明すること。

- 1、対象郵便物は専用キットに封緘されているとのことだが、キットからウイルスが漏れる可能性はないのか。
- 2、漏れなくてもコロナ感染陽性者が、対象郵便物の表面を消毒しないまま触る可能性は高い。コロナウイルスが付着した対象郵便物を取り扱った社員が感染する可能性はないのか。
- 3、対象郵便物はポスト投函も可能と言うことである。ポスト収集時の危険性について説明すること。
- 4、対象郵便物を取り扱う可能性のある全社員に携行用の消毒スプレーを配備すること。
- 5、すでに新型コロナウイルス PCR 検査キットはネットなどで販売されており利用者も多いと聞く。各作業場に専用の作業スペースを設置し、他の郵便物と混ざったままということがないように取り扱いを厳格にすること。



報道発表により今後はさらに多くの利用が想定できます。作業中に感染する社員が出る前に徹底した感染防止策をとるよう、また社員の不安を払拭するよう丁寧に説明することを求めます。

して取り扱うとあります。という事はポストに対象郵便物が差し出されると考えているのですが、記載を発見できなければ一般の郵便物と同様に扱うとは乱暴な話です。

コロナ検査キットを利用しようとする人は一般の人に比べ感染している可能性が高いです。その人が触った郵便物等というのはコロナウイルスが付着している可能性が高く収集や差立て、配達時に社員が感染する可能性は否定できません。にもかかわらず消毒など社員の感染防止対策には全く触れられていません。社員の安全軽視には憤りを覚えます。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。  
期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。  
ゆげせ、均等待遇、なげんご差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利を！